

吉野川市国民健康保険税コロナ減免 フローチャート

スタート①、②お試してください。

①国民健康保険加入の主たる生計維持者が解雇・失業しましたか？

いいえ

主たる生計維持者の前年所得金額は、0円ですか？

いいえ

主たる生計維持者の収入（事業・給与・不動産・山林のいずれか）が前年中と比べて3割以上減少する見込みですか？

はい

主たる生計維持者の上記以外の前年中の所得合計が400万円以下ですか？

はい

主たる生計維持者の前年中の所得合計が1,000万円以下ですか？

はい

会社都合による解雇・失業ですか？

はい

いいえ

はい

いいえ

いいえ

いいえ

雇用保険受給資格者証をお持ちの65歳未満の方で、離職理由コードが該当する場合、「非自発的失業者の軽減制度」を受けられる可能性があります。（☆非自発的失業者の軽減についてを参照）
●「非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減申請書」にて申請いただきます。

コロナ減免に該当しません。
納付相談を受け付けています。

②主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、又は長期間治療しましたか？

はい

コロナ減免に該当します。

「国民健康保険税減免申請書」にて申請いただきます。

①「収入（見込）申告書」と、収入減少が見込まれる種類の「前年中収入」「今年中収入（見込み含む）」のわかるものを添付していただきます。
※コロナによる廃業・失業の場合はそれが確認できる書類も添付してください。
（廃業届・離職票・退職証明書など）

②死亡診断書、又は長期間治療したことのわかる診療報酬明細書等を添付していただきます。

（お問合せ先）

吉野川市国保年金課 国民健康保険税係

TEL 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243

三密を防ぐため、まずはお電話でお問合せください。